

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)	5種	施設	(略)	5種
	(略) 中央病院内視鏡センター長			(略) 中央病院内視鏡センター長 <u>吉田病院消化器内視鏡センター長</u>	
	(略)	5種		(略)	5種
	(略) 薬剤部長（妙高病院、松代病院、十日町病院、精神医療センター、津川病院又は坂町病院に置かれるものに限る。）			(略) 薬剤部長（妙高病院、松代病院、十日町病院、精神医療センター、 <u>加茂病院</u> 、津川病院、 <u>吉田病院</u> 又は坂町病院に置かれるものに限る。）	
	(略) <u>中央病院リハビリテーション技師長</u>	5種		(略)	5種
	(略)			(略) <u>新発田病院リハビリテーション技師長</u>	
	(略)	5種		(略)	5種
	(略) 看護専門学校副校長			(略) 看護専門学校副校長 <u>（新発田病院附属看護専門学校又は十日町看護専門学校に置かれるものに限る。）</u>	
(略)	5種	(略)	5種		
(略) 中央病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院事務長補佐（局長が定めるものに限る。） <u>加茂病院事業清算事務所長</u> <u>吉田病院事業清算事務所長</u>		(略) 中央病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院事務長補佐（局長が定めるものに限る。）			

	(略)		(略)
備考	(略)	備考	(略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。